

宮城県いじめ防止基本方針に基づく 実 施 計 画

令和6年4月

宮城県・宮城県教育委員会

目 次

1	計画の作成に当たって	1
(1)	宮城県いじめ防止対策推進条例に基づく実施計画	1
(2)	「新・宮城の将来ビジョン」との整合	1
(3)	宮城県の策定するその他の計画との関係	1
(4)	計画の期間	2
(5)	計画の位置付け	2
2	県が実施する施策について	2
(1)	いじめ問題対策連絡協議会の設置	2
(2)	県教育委員会の附属機関の設置	3
(3)	主な施策	3
	①いじめ防止対策の推進	
	②いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実	
	③SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備	
	④学校間及び関係団体との連携協力体制整備	
	⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実	
(4)	県立学校の設置者として実施する施策	6
	①道徳教育と体験活動の充実	
	②児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発	
	③アンケート・面談の実施	
	④相談体制整備	
	⑤教職員研修	
	⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発	
	⑦いじめに対する措置	
	⑧重大事態への対処	
	⑨学校評価・職員評価への助言	
	⑩学校運営改善の支援	

(5) 私立学校に関する施策	9
①重大事態への対処	
②体制整備（附属機関による調査を含む）	
(6) その他	9
①国立・私立学校との連携確保	
②高等専門学校との連携確保	
3 進行管理等について	10
（別表）「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」事業一覧	12

1 計画の作成に当たって

(1) 宮城県いじめ防止対策推進条例に基づく実施計画

本実施計画は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の趣旨に基づく、宮城県いじめ防止対策推進条例（平成 30 年条例第 78 号。以下「条例」という。）第 23 条第 7 項の規定により、「宮城県いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を実効性のあるものとするため策定することとされたものである。

条例第 23 条第 7 項

知事及び県教育委員会は、法第 6 条に規定する地方公共団体の責務等に照らし合わせ、実効性のある県いじめ防止基本方針となるよう県いじめ防止基本方針に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

(2) 「新・宮城の将来ビジョン」との整合

県では県政運営の基本的な指針として、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめた「新・宮城の将来ビジョン」を策定している。

本実施計画の策定及び実行に当たっては、この「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策及び支援に関する総合的かつ実効性のある施策の推進を図っていく。

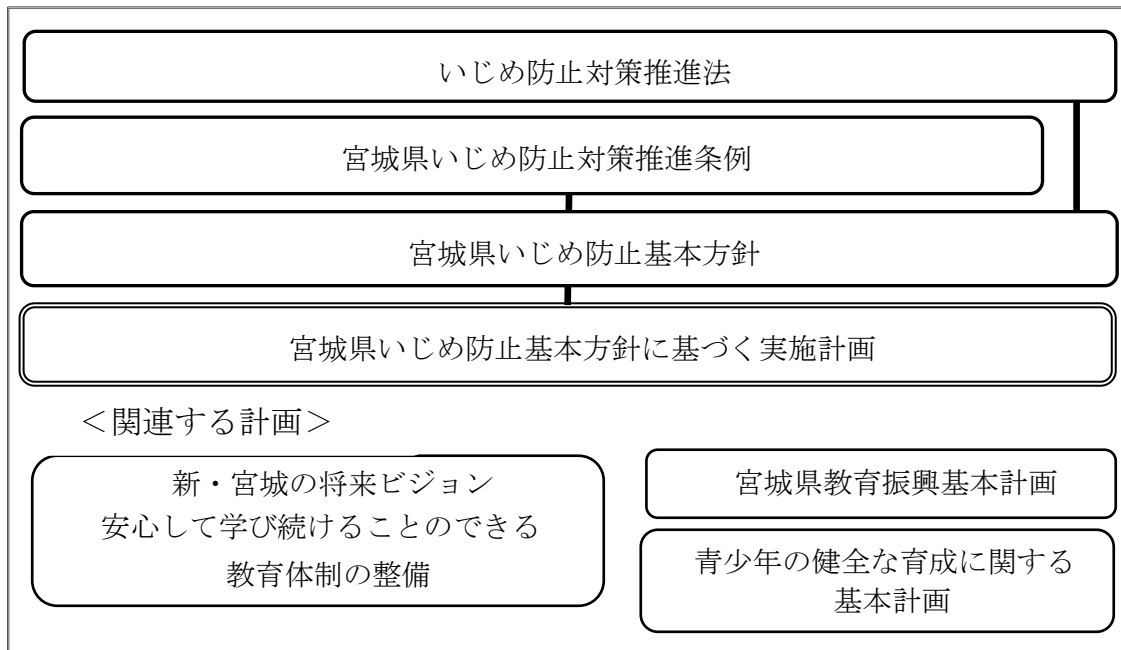
(3) 宮城県の策定するその他の計画との関係

いじめの防止等のためには、条例外の計画である「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」と結果を共有するなど、相互に連携を図りながら計画を推進していく。

(4) 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。社会情勢やいじめの発生状況等を勘案し、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行う。

(5) 計画の位置付け



2 県が実施する施策について

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

県及び県教育委員会は、学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

機関名	内 容
宮城県いじめ問題対策連絡協議会	○法第14条第1項の規定に基づき設置 ・平成26年4月1日設置。 ・市町村教育行政、学校、保護者、関係行政機関、関係職域団体、県教育行政から、22の機関・団体等で構成する。 ・年2回開催する。

(2) 県教育委員会の附属機関の設置

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関名	内 容
宮城県いじめ防止対策調査委員会	○法第 14 条第 3 項の規定に基づく附属機関 ・平成 26 年 4 月 1 日設置。 ・教育、法律、心理、福祉、医師、人権、保健に関する有識者 20 人以内で構成する。 ・特定案件を調査する特別部会を置き、部会に属すべき委員及び臨時委員は、10 人以内とする。 ・定例会を年 2 回と特別部会に対応した会を随時開催する。

(3) 主な施策

① いじめ防止対策の推進

イ いじめの防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

- 教育庁内に「児童生徒等心の支援チーム」及びその事務を掌理する「児童生徒等心の支援プロジェクトチーム」を設置
- 魅力ある・行きたくなる学校づくり推進事業
- 児童生徒支援体制充実事業
- 高等学校生徒支援体制充実事業
 - ・学校生活支援員の学校配置
 - ・心のサポートアドバイザーの配置
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業
 - ・スクールロイヤー（以下「S L」）の配置
- 教育相談充実事業
- 高等学校スクールカウンセラー活用事業
 - ・スクールカウンセラー（以下「S C」）の配置・派遣
 - ・スクールソーシャルワーカー（以下「S S W」）の配置
 - ・スーパーバイザー（以下「S V」）の配置

ロ いじめに関する通報及び相談体制の整備・相談窓口の周知を徹底する。

- 教育庁内に「児童生徒等心の支援チーム」及びその事務を掌理する「児童生徒等心の支援プロジェクトチーム」を設置
- ネット被害未然防止対策事業
 - ・ネットパトロールの実施
- 総合教育相談事業
 - ・24 時間子供 S O S ダイアル
 - ・子供の相談
 - ・ S N S 相談
 - ・教育相談カードの配付
- 各学校における教育相談窓口（教育相談担当 等）の設置

ハ 児童生徒や保護者のいじめに関する理解や、いじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ S L の配置
- 児童生徒指導支援等の普及・啓発
 - ・みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクールの実施
- 「いじめ問題対策委員会」の設置
 - ・ S C や弁護士、医師等の外部専門家、 P T A 代表等が参画
- 保護者面談や家庭訪問、学校通信等を活用した理解・啓発の実施

② いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実

イ いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

- いじめ対応研修テキスト「いじめ対応の手引き」の活用
- S C 等を講師とした校内研修の実施
- 児童生徒支援体制充実事業（再掲）
- 高等学校生徒支援体制充実事業（再掲）
 - ・学校生活支援員の学校への配置
 - ・心のサポートアドバイザーの配置
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ S L の配置

ロ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。

- 教育相談充実事業（再掲）
 - ・ＳＣの配置・派遣、ＳＶの配置
- 高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）
 - ・ＳＣの配置、ＳＳＷの配置、ＳＶの配置
- 特別支援学校外部専門家活用事業
 - ・ＳＣの派遣

ハ いじめへの対処に関し助言を行うために、学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ＳＬの配置
- 児童生徒支援体制充実事業（再掲）
- 高等学校生徒支援体制充実事業（再掲）
 - ・学校生活支援員の学校への配置
 - ・心のサポートアドバイザーの配置

③ SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備

インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

- ネット被害未然防止対策事業（再掲）
 - ・ネットパトロールの実施
- 対象：公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校及び希望する私立学校
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ＳＬの配置

④ 学校間及び関係団体との連携協力体制整備

学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を整備する。また、いじめ事案に係る学校間の連携協力体制を整備する。

- ＰＴＡや地域の関係団体等との連携促進を図る取組の実践
- 学校警察連絡協議会等をととした関係機関との連携協力体制の整備
- 複数の県立学校が関連する事案発生時の教育委員会を介した連携
- 管理職の連携及び生徒指導等担当者間の連携による情報共有

⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

県立学校におけるいじめの防止等の取組を点検し、充実させる。

○いじめ防止に係る年間計画の策定及び校内体制の見直しの促進

(4) 県立学校の設置者として実施する施策

① 道徳教育と体験活動の充実

全ての教育活動を通じ、道徳教育及び体験活動等を充実させる。

○公民科及び特別活動を核としながら、すべての教育活動を通じ、人権に対する意識の向上や自他の個性の尊重、よりよい人間関係の形成等に係る資質を育成するため、学習指導要領において新たに位置付けられた道徳教育推進教師の理解促進及び道徳教育の充実に資する研修を実施。

② 児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他の必要な措置をする。

○いじめの防止に資する児童生徒の自主的な活動に対する支援

③ アンケート・面談の実施

県立学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置をする。

○いじめアンケートの定期的な実施と結果の共有・情報発信

④ 相談体制の充実

S C・S S Wの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制を充実させる。

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
・S Lの配置
○高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）
・S Cの配置、S S Wの配置、S Vの配置
○総合教育相談事業（再掲）
・24 時間子供S O Sダイヤル
・子供の相談
・S N S相談
・教育相談カードの配付

⑤ 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力を向上する。

- いじめの防止等のための対策に関する研修の実施
 - ・生徒指導コーディネート研修会
 - ・生徒指導スキルアップ研修会
 - ・いじめ対応研修会
- その他のいじめの防止等のための対策に関する、資質能力向上に必要な措置
 - ・指定研修（初任者研修、中堅教員研修 等）
 - ・職能研修（新任校長研修会、新任教頭研修会 等）
- 全ての教職員に対し、年に複数回いじめの問題に関する校内研修を実施
- ＳＣ等を講師とした校内研修を実施（再掲）
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ＳＬの配置

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発

児童生徒及び保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を実施する。

- いじめ対策等の普及啓発（再掲）
 - ・みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクールの実施
- ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施
- ＳＮＳ等の安全な利用についての講習（研修）を実施（再掲）

⑦ いじめに対する措置

イ 法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときの必要な支援と措置をする。

- 学校の設置者として、県立学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査の実施。必要に応じ、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」の活用

ロ いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるよう、必要な措置を講ずるよう支援する。

- 法第 33 条の規定に基づき、市町村教育委員会に対し、必要な指導、助言又は援助の実施
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ S L の配置

⑧ 重大事態への対処

基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）等に基づいた対応を行う。

- 学校の設置者又は学校による調査
 - ・ 法第 28 条に規定された重大事態の発生の際、県教育委員会又は県立学校による調査を実施。必要に応じ、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」に諮問し、調査を実施
 - ・ 調査を実施した際、県教育委員会又は学校は、法第 28 条第 2 項の規定により、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査結果を提供するとともに知事へ報告
- 知事による再調査及び措置等
 - ・ 知事は、法第 30 条第 2 項の規定による再調査が必要と判断した場合、「いじめ調査結果検証等委員会」に諮問し、県教育委員会又は県立学校の調査結果について再調査を実施
 - ・ 知事及び県教育委員会は、法第 30 条第 5 項の規定により、それぞれの権限と責任において、再調査の結果を踏まえた必要な措置を実施

「いじめ重大事態に関する国への報告について」（令和 5 年 3 月 10 日文部科学省）に基づいた対応を行う。

- いじめ重大事態の発生報告
 - ・ いじめ防止対策推進法第 30 条に基づき、地方公共団体が設置する学校は、学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等への発生報告を行った後、文部科学省にも報告
- 重大事態調査の開始報告（調査委員会等の開始時）
 - ・ 重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、文部科学省にも報告
- 重大事態調査報告書等の提出
 - ・ 重大事態調査が終了し、学校の設置者等に調査結果が報告された際、文部科学省に当該重大事態調査報告書を提出

⑨ 学校評価・職員評価への助言

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言をする。

- 学校評価の共通の項目としていじめに係る観点の設定
- 全体の評価状況の集約をする中で学校に現状を伝えるとともに、必要な指導を実施
- 学校評価に係る研修会の開催と学校評価の適切な実施

⑩ 学校運営改善の支援

イ いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備と学校運営の支援を行う。

- 指導主事学校訪問における、いじめ問題への取組状況の確認及び児童生徒の障害特性や発達段階に応じた、いじめ問題対応への指導助言
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・S L の配置

ロ いじめの問題など、学校が抱える課題を地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

- コミュニティスクール推進事業
- 地域に開かれた高等学校魅力化事業
 - ・学校運営協議会制度の導入
- 地域と連携したインクルーシブ教育推進事業
 - ・学校運営協議会制度の導入

（５）私立学校に関する施策

① 重大事態への対処

いじめ重大事態に関し、法の規定に則り、学校法人又は私立学校に対し、必要な助言又は指導を行う。

② 体制整備（附属機関による調査を含む）

総務部私学・公益法人課において、いじめ重大事態の調査結果の検証を担当し、必要に応じて再調査を行う。

- 再調査が必要と判断した場合は、附属機関に諮問し、学校法人又は学校の調査結果について、再調査を実施
 - ・法の規定に基づき、知事の権限と責任において、必要な措置の実施

○再調査を行うため、外部委員で構成する「いじめ調査結果検証等委員会」を設置
・平成 26 年設置（条例設置） ・委員 6 人（任期 3 年）

（６）その他

① 国立・私立学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

○要請に応じて、関係各課と連携しつつ、ＳＣの助言等、必要な情報提供や支援を実施

② 高等専門学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

○要請に応じて、関係各課と連携しつつ、ＳＣの助言等、必要な情報提供や支援を実施

３ 進行管理等について

進行管理については、施策の進捗状況等に関する評価や検証を行い、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」及び「児童生徒等心の支援チーム推進委員会」の意見を聴取し、いじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについて、定期的に確認を行い、必要に応じて県いじめ防止基本方針及び施策の見直しを図っていくものとする。

その上で、条例第 23 条第 9 項の規定により、毎年度、講じた施策を議会に報告するとともに、公表する。

【いじめ防止基本方針に基づく実施計画 指標】

目標指標	初期値	目標値	担当課
「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合	小 86.9% 中 86.2% (R 5 年度)	小 88.0% 中 87.0% (R 10 年度)	義務教育課
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合	小 73.8% 中 77.4% (R 5 年度)	小 75.0% 中 80.0% (R 10 年度)	義務教育課
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合	小 64.5% 中 61.1% (R 5 年度)	小 70.0% 中 67.0% (R 10 年度)	義務教育課
特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合	高 72.2% (R 4 年度)	高 85.0% (R 10 年度)	高校教育課
「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合	特 89.9% (R 5 年度)	特 95.0% (R 10 年度)	特別支援教育課

(別表)

「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」事業一覧

区分	事業名	事業概要	R6	R7	R8	R9	R10	担当課室
1	みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業	学校が、全ての児童生徒にとって、安心して生活できる場所にしていく「居場所づくり」と、全ての児童生徒が活躍し、互いが認め合える場面をつくる「絆づくり」に取り組み、各学校の取組を児童生徒の視点で見直し、改善を図り、児童生徒にとって行きたくなる学校づくりを推進する。						義務教育課
2	宮城県いじめ問題対策連絡協議会	学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。						高校教育課
3	宮城県いじめ防止対策調査委員会	基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。						高校教育課
4	児童生徒支援体制充実事業	児童生徒自身が抱える問題や児童生徒を取り巻く震災等による環境（家庭、養育環境、友人関係等）の変化等、多様な要因により生じるいじめ対策等の充実のために、スクールソーシャルワーカーや支援員等の配置・派遣、児童生徒等心の支援チームや東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した児童生徒の心のサポート班の運営により、児童生徒や家庭、学校へ多様な支援を行う。 ＜主な取組＞ ・スクールソーシャルワーカー活用事業（市町村委託）の実施 ・心のケア等対策推進校への心のケア支援員等の配置・派遣 ・心のサポートアドバイザーを配置、学校等への巡回支援						義務教育課
5	高等学校生徒支援体制充実事業	いじめ対策等のため、生徒指導、学習支援、進路支援等を行う学校生活支援員・心のサポートアドバイザーを配置するとともに、関係機関や外部の専門家等との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、早期発見・早期解決を図る。 ＜主な取組＞ ・いじめ防止対策推進法の施行に伴う連絡協議会、調査委員会の開催 ・学校生活支援員の配置（希望する県立高校） ・心のサポートアドバイザーの配置（県教育委員会） ・高等学校生徒指導主事連絡協議会の開催 ・高等学校生徒指導主事研修会 ・ネットパトロール						高校教育課
6	いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業	義務教育課及び各教育事務所にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。						義務教育課
7	教育相談充実事業	児童生徒が抱える課題の解決や心のケアを図るため、スクールカウンセラーの配置・派遣などを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図る。 ＜主な取組＞ ・県内中学校へのスクールカウンセラーの配置と小学校への派遣 ・学校や市町村教育委員会の要望に応じたスクールカウンセラーの配置・派遣 ・各教育事務所等への専門カウンセラーの配置						義務教育課
8	高等学校スクールカウンセラー活用事業	全県立高校にスクールカウンセラーを配置することにより、多様化・複雑化した生徒・保護者・教員の相談に対応するとともに、地域との関係機関や家庭と連携した指導の充実を図るため、学校の要望に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣する。また、スーパーバイザー等を活用した協議会を開催し、生徒の心のケアに関する教職員の資質向上に資するとともに、校内の教育相談体制の強化を図る。 ＜主な取組＞ ・スクールカウンセラーの配置（全県立高校） ・スクールソーシャルワーカーの配置（希望する県立高校） ・スーパーバイザーの配置 ・スクールカウンセラー連絡協議会の開催 ・スクールソーシャルワーカー協議会の開催						高校教育課
9	特別支援学校外部専門家活用事業	・スクールカウンセラーの派遣						特別支援教育課

10	ネット被害未然防止対策事業	SNS等の利用実態の検索及び監視により、児童生徒の問題行動等を未然に防止する。							高校教育課
11	総合教育相談事業	心の問題に関する高度な専門的知識・経験を有する精神科医や公認心理師等が、いじめ等について、面接又は電話等による教育相談を行う。また、特に震災による心の傷が癒えず様々な環境の変化に適応できない児童生徒に対応して心のケアを進めるよう、相談体制を強化する。 <主な取組> ・子供の相談 ・24時間子供SOSダイヤルの設置 ・SNSを活用した相談の実施 ・教育相談カードの配付							高校教育課
12	各学校における教育相談窓口（教育相談担当等）の配置	各学校において、教育相談等を窓口として校務分掌に位置付け、いじめに関する通報及び相談体制の整備を図る。							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
13	いじめ防止等の普及啓発	いじめ防止につながるビデオ動画作品を募集し、出品された作品を広く周知することで、児童生徒が主体的に魅力的な学校づくりに取り組もうとする意識の醸成を図る。							義務教育課
14	「いじめ問題対策委員会」の設置	各学校においてSCや弁護士、医師等の外部専門家、PTA代表等を委員として、いじめの防止等のための体制を整備する。							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
15	保護者面談や家庭訪問、学校通信等を活用した理解・啓発の実施	いじめに関する通報及び相談体制を整備するとともに、児童生徒・保護者から活用されるよう周知する。							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
16	SC等を講師とした校内研修実施	いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図る。							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
17	特別支援学校外部専門家活用事業	心のケアが必要な特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員の相談に対応する。ケースによっては外部機関と連携し、児童生徒や保護者が抱える心の悩みを解消する。							特別支援教育課
18	学校間連携協力体制整備	・県立高校において、必要な事案が生じた場合、教育委員会が介在して円滑な連携をするとともに、管理職の連携及び生徒指導等担当者間の連携による情報共有を図る。 ・学営連等をととした連携協力体制の整備							高校教育課
19	県立学校の取組の点検	県立学校における、いじめ防止に係る年間計画の策定や校内体制の見直し、いじめアンケートの定期的な実施と結果の共有・情報発信等の取組の点検を行い、充実を図る。							高校教育課 特別支援教育課
20	道德教育及び体験活動の充実	公民科及び特別活動を核としながら、すべての教育活動を通じ、人権に対する意識の向上や自他の個性の尊重、よりよい人間関係の形成等に係る資質を育成するため、学習指導要領において新たに位置付けられた道德教育推進教師への理解及び道德教育の充実に資する研修を実施							高校教育課
21	県立学校における研修の充実	いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図る。							高校教育課
22	ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施	児童生徒及び保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を実施する。							高校教育課
23	県立学校及び市町村教育委員会への指導・助言	いじめ重大事態を含む県立学校及び市町村教育委員会が行ういじめ防止等の取組に対して適切な助言を行う。							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
24	コミュニティ・スクール推進事業	「コミュニティ・スクール推進協議会」を主催し、各市町村の域内全ての学校において、学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域の連携・協働体制の導入拡充を図る。							義務教育課
25	地域と連携した高等学校魅力化事業	・地域資源を活用しながら地域に根ざした学校づくりを支援し、これからの地域社会を担う生徒の資質・能力の向上を図る。 ・学校運営協議会等による地域と学校の連携により、学校とともに地域・保護者が一体となりいじめ防止の取組を推進する。							高校教育課
26	地域と連携したインクルーシブ教育推進事業	学校運営に地域の参画を促し、特別支援学校の教育活動の内容と魅力を発信することで、地域の理解と連携を促進し、児童生徒の教育活動の充実を図る。							特別支援教育課